

令和3年第5回水巻町議会 定例会 会議録

令和3年第5回水巻町議会定例会第4回継続会は、令和3年12月17日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番 白石雄二

8番 船津 宰

2番 廣瀬 猛

9番 高橋 恵司

3番 津田 敏文

10番 入江 弘

4番 大貝 信昭

11番 住吉 浩徳

12番 松野 俊子

6番 中山 恵

13番 久保田 賢治

7番 山口 秀信

14番 水ノ江 晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

5番 岡田 選子

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	手 嶋 圭 吾
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	植 田 英 次 郎	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和3年12月 定例会
(第5回)

第4回継続会

本会議 会議録

令和3年12月17日

水 卷 町 議 会

令和3年第5回水巻町議会定例会第4回継続会 会議録

令和3年12月17日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席13名、定足数に達していますので、ただいまから令和3年第5回水巻町議会定例会第4回継続会を開きます。

日程第1 各委員会の審査報告について

議長（白石雄二）

日程第1、各委員会の審査報告についてを議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉議員。

総務財政委員長（住吉浩徳）

12月14日の総務財政委員会において、付託された各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第22号 水巻町税条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第23号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第24号 水巻町子ども医療費の支給に関する条例等の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第25号 水巻町国民健康保険条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第28号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第5号）については、賛成全員で可決いたしました。

議案第29号 令和3年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、賛成全員で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（白石雄二）

文厚産建委員長。津田議員。

文厚産建委員長（津田敏文）

12月13日の文厚産建委員会において、付託されました議案等について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第26号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 27 号 水巻町公民館設置及び管理条例の一部改正については、賛成全員で可決しました。

議案第 28 号 令和 3 年度水巻町一般会計補正予算（第 5 号）については、賛成全員で可決しました。

議案第 30 号 令和 3 年度水巻町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）については、賛成全員で可決しました。

議案第 31 号 令和 3 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）については、賛成全員で可決しました。

陳情第 1 号 教育条件整備についての陳情書については、賛成全員で採択しましたことを御報告いたします。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

日程第 2 議案第 22 号

議 長（白石雄二）

日程第 2、議案第 22 号 水巻町税条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 22 号 水巻町税条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 22 号は、原案のとおり可決いたしま

した。

日程第3 議案第23号

議長（白石雄二）

日程第3、議案第23号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第23号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第24号

議長（白石雄二）

日程第4、議案第24号 水巻町子ども医療費の支給に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 24 号 水巻町子ども医療費の支給に関する条例等の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 5 議案第 25 号

議 長 (白石雄二)

日程第 5、議案第 25 号 水巻町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 25 号 水巻町国民健康保険条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6 議案第 26 号

議 長（白石雄二）

日程第 6、議案第 26 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 26 号 水巻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 7 議案第 27 号

議 長（白石雄二）

日程第 7、議案第 27 号 水巻町公民館設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 27 号 水巻町公民館設置及び管理条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 8 議案第 28 号

議 長 (白石雄二)

日程第 8、議案第 28 号 令和 3 年度水巻町一般会計補正予算 (第 5 号) についてを議題といたします。お諮りします。本案は、関係の各常任委員会に付託していましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、関係の各常任委員長の報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。関係の各常任委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、中山議員。

6 番 (中山 恵)

6 番、中山恵です。議案第 28 号 令和 3 年度水巻町一般会計補正予算 (第 5 号) について、日本共産党を代表して、賛成の立場から討論を行います。

本補正予算には、新型コロナウイルスワクチン 3 回目の接種にかかる経費 7300 万円、子ども医療費の 18 歳までのシステム改修費用、高齢者健康増進施設の利用者カード発行の委託料 600 万円が予算化されている点について、本補正予算を評価いたします。

ただ、保育対策総合支援事業費補助金 1650 万円について意見を述べます。

この予算は、待機児童解消のための方策として本町初の小規模保育事業所を開設する施設へ

の補助金です。

本町は、高い評価を得てきた3つの公立保育所を有した保育の歴史から考えても、民間参入など導入しないものと我が党は思っておりました。

また、これまで待機児童解消のための提案を一般質問で行い、また、公立保育所、認可園の新設・増設・保育士確保の議論もしてきましたが、いまだに保育士の確保は困難で、待機児童は解消されていません。未来の子育て支援としての保育事業をいかに進めるか、しっかり議論が必要ではないでしょうか。

待機児童を解消するこの事業が、子育て世代が抱えている不安を解消する事につながるのかもしれない、その1点だけを期待いたしまして賛成をいたします。

子供の発達・成長に責任を持つ保育事業が行われる事を強く要望し、賛成討論といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第28号 令和3年度水巻町一般会計補正予算（第5号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9 議案第29号

議 長（白石雄二）

日程第9、議案第29号 令和3年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 29 号 令和 3 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 10 議案第 30 号

議長（白石雄二）

日程第 10、議案第 30 号 令和 3 年度水巻町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 30 号 令和 3 年度水巻町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 11 議案第 31 号

議長（白石雄二）

日程第 11、議案第 31 号 令和 3 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、文厚産建委員会に付託しておりましたが、審査結果は

先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 31 号 令和 3 年度水巻町一般会計補正予算（第 6 号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 31 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 12 意見書第 11 号

議 長（白石雄二）

日程第 12、意見書第 11 号 核兵器禁止条約第 1 回締約国会議への日本政府のオブザーバー参加を求める意見書についてを、議題といたします。中山議員に提案理由の説明を求めます。中山議員。

6 番（中山 恵）

6 番、中山恵です。意見書第 11 号 核兵器禁止条約第 1 回締約国会議への日本政府のオブザーバー参加を求める意見書について。

地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は、岡田議員であります。

内容は、お手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしく御審議の上、全員の御賛同をお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

中山議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第 11 号 核兵器禁止条約第 1 回締約国会議への日本政府のオブザーバー参加を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい結構です。賛成少数と認めます。よって意見書第 11 号は否決いたしました。

日程第 13 委員会報告について

議 長 (白石雄二)

日程第 13、委員会報告について。去る 9 月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長に報告を求めます。総務財政委員長。はい、住吉議員。

総務財政委員長 (住吉浩徳)

御報告することはありません。

議 長 (白石雄二)

文厚産建委員長。はい、津田議員。

文厚産建委員長 (津田敏文)

御報告することはありません。

議 長 (白石雄二)

議会運営委員長。はい、入江議員。

議会運営委員長 (入江 弘)

報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

日程第 14 議員の派遣について

議 長（白石雄二）

日程第 14、議員の派遣についてを議題といたします。水巻町議会会議規則第 126 条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

日程第 15 閉会中の継続審査について

議 長（白石雄二）

日程第 15、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思います。これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、令和 3 年第 5 回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前 10 時 25 分 閉会